

52F519^P 1斤
⊕ 5188^P

三 正月二日条に、
「詔して、天下の百姓をして、黄色の衣を
服しむ。奴は卑衣をきしむ」
とある。(第一巻末尾の年表参照)
ともあれ、持統朝に、
へ服装の色いろの規制きせいが、百姓ひやくしやうなどの一般庶民
にまでも及んでいた。
という情況けいじやうが分かる。
持統朝以前、
へ百姓ひやくしやう達の衣服いふくが、
統一とういつされていたの
と考えると、
なお、次のように解説されている。
「中国では、左衽さざい（左前に着ること）を嫌
うた。
推古天皇の時代に貴族はみな右衽うざい（右前に
着ること）に改めたが、一般庶民は左衽が
多かった。
そこで元正天皇の養老三年（七一九）
右衽にするよう詔書しやうしやうが
発せられた。云々
という。（『世界大百科事典』平凡社「左衽」参照）

H31(2019)1.10(木)~1/10(3回)
令和2(2020)1.21(火)~1.24(3回)

$T_{1/24}$
 $1/24$

⑦ 1778^D

1.794^P

453

元 1170^p

明解 55

新日

873^r

⑤ 1578⁺

76.

その後、
ことであらう。
貴族でなく

[illegible][illegible]

(1) 直垂ひたひた（古ふるくは庶民しよみんの服ふく。後公服こうふくとなった）

(2) 水干（古くは民間の常用服。平安後期には

下級の官吏や庶民の間で広く用いられ、後、

武家では改まった服装となった

(3) 江戸時代の武士の礼装

等に見られるとおりである。(「新明解古語辞典」第2版)

金田一京助
三省堂
『広辞苑』
岩波書店

な
お、
こ
れ
ら
の
服
は
と


 着物の上に袴を着用する
 

という点が特徴的であるといえよう。
第293回 参照

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

Handwriting practice lines with a red star in the first cell.

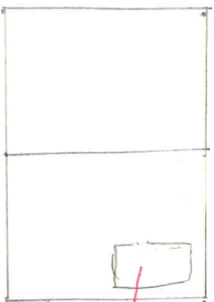
明治時代以降、男はロワイシヤツ、ホワイト

シヤ
ツ
を
着る
よう
にな
った。

● 日本の男は ↓
当然のことのように ↓
ワイ

・中近東地域との差異は明らかである。

右肩の上段右端に掲載下さい。

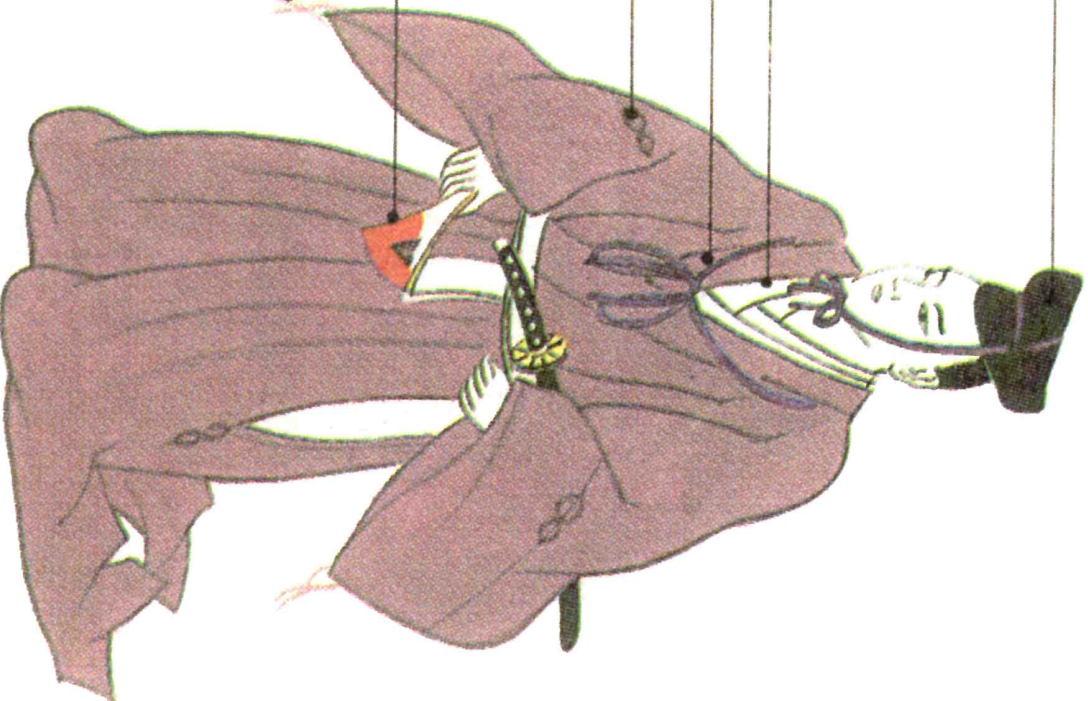


風折り烏帽子かざりえぼし
右へ移動

白小袖しろこそで
胸紐むなひも
菊綴きくづきとち

褌ふんどし
腰風扇こしあふぎ

袴はかま
足あし



1795^r 1/3

中へるりかけ
13 94
直垂

上うわぎと袴はかまを合わせて用いる武家の代表的衣服。もと庶民しゆみんの衣服。
公家こうかも内ない々に用いた。
袴はかまの中へ上うわぎを着込きこめる着装法である。
* 参考

右肩の上段中央に配置して下さい。

*腰帯一杯大きく出させて
揺れ下さい。

立て烏帽子(えぼし)
右へ移動

*文字の頭を揃えて下さい。



1795^p - 2/3

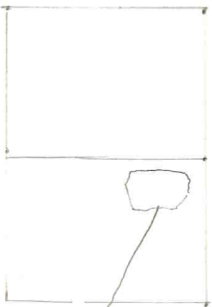
1304 水干
1104 大口(おほくち)
菊綴(きくづち)を示す

1204 平安時代には宮廷や貴族に仕えた下級官人の服であったが、のちに公卿の私服、元服前の少年の晴衣などと17も用いられた。

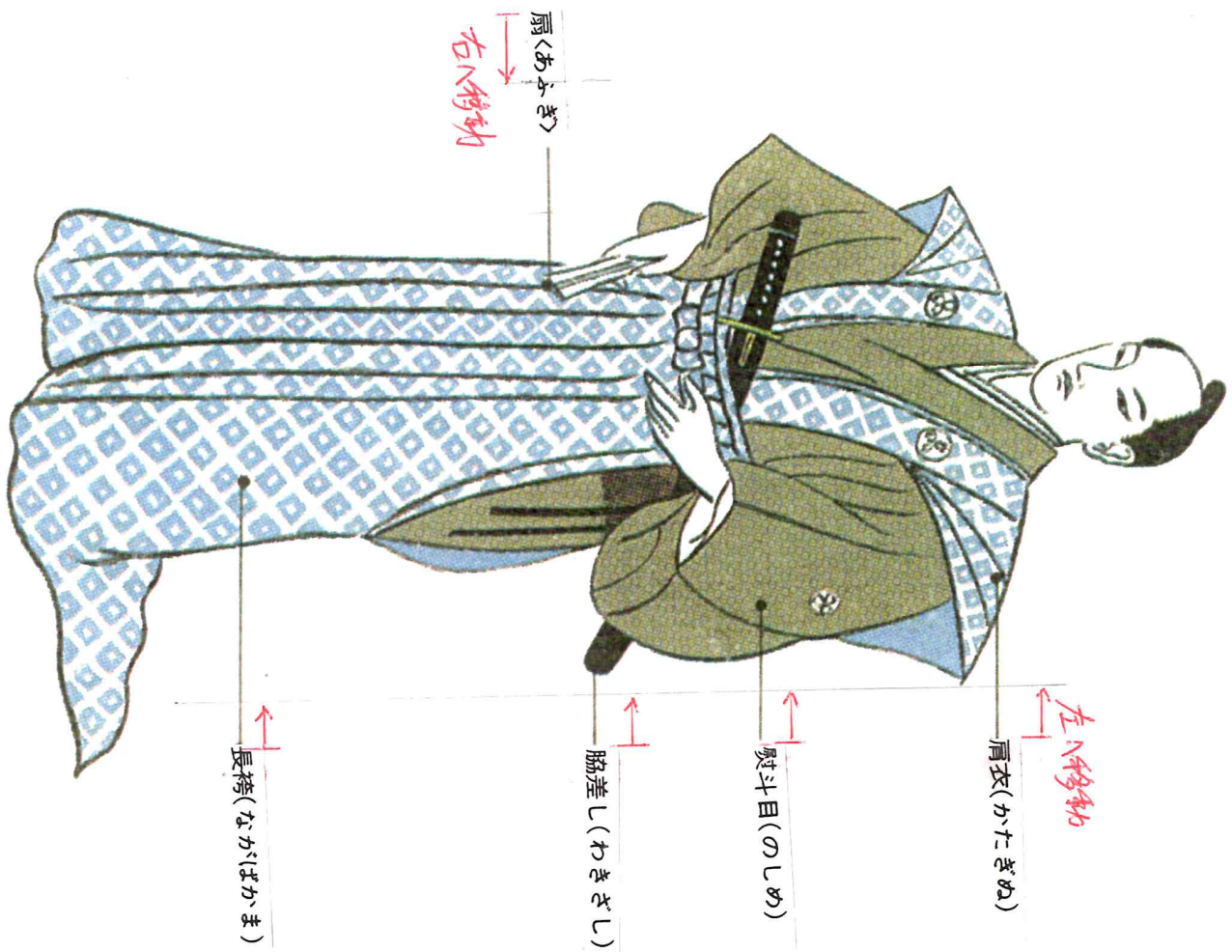
1409 第293回 平安時代以降の庶民由来と思われる衣服

1304 『新明解古語辞典』第3版、金田一春房、三省堂、2001年10月発行
口絵参照。

貴人の服
1777



右頭の上段左端に配置して下さい。



1,795^P - 3/3

1264

江戸時代の武家の式服。肩衣と、それと同じ色の長袴を着る。

1364

長上下

かんり 名
官吏 508^P

上巻 根
ルビ

1.796^P HL

こと

⑤ 1790^P-3/6 漢

⑥ 1867^P-3/6
⑦ 1866^P-1/3

かん7 1236^P

2220^P

正坐

と著 續鼻

トル 紀 184^P

■ 何処にあるのだろうか。
■ 我國の正坐の習慣の起源は、いつた

先述のとおり、殷後期に作られたとみ
られる坐玉人（玉で造った人物像）は正坐して

おり、殷の人々が正坐していた様子
うかがい知ることができる。（『週刊朝日百

科』世界の美術へ殷・西周・春秋時代）朝日
新聞社、九一二〇〇頁参照）

● 殷墟から出土した玉人は正坐し、下腹部に
禪をつけ、そして頭に鉢巻状の冠をのせてい

ることは非常に興味深いことである。
■ 中国、秦末期の坐り方は正坐であった、と

司馬遼太郎氏はいう。（『項羽と劉邦』上巻
新報社、九八頁参照）

旅の官吏が亭にやってくる場合、亭長（劉邦）
は出迎えねばならない。いんぎんに亭内に束

内し、席へあがり、亭長自身は席よりずっと離
れた下座にさかたってあいさつをする。亭長よ

小林 102
あく-3 1797°
2755 ⑤ 志輪小林
1799 田33

⑤ $1244 \frac{3}{3}$

小林 国子

⑤ $1244^0 - \frac{1}{3}, \frac{3}{3}$

「地輪」小林英雄

1798

小林 102

273 (5)

1779

图 33

トル
 倭国の庶人は、
 蹲ったり、
 跪いた
 リ、
 していたの
 であらう
 と思われ
 る。

一方、
 倭国の支配者達は、
 どのような
 坐り方を
 していたの
 だろうか。

(1) 群馬県高崎市八幡原町出土の7世紀ころに
 作られた埴輪は、
 立派な冠をかぶり、
 下げ美
 豆良を肩まで垂らし、
 太刀に手を置いて威厳
 を示し、
 あぐらを掻いて坐っている。
 写真図版 279

(2) 栃木県真岡市龜山出土の6〜7世紀ころに
 作られた埴輪も、
 下げ美豆良を肩まで垂らし、
 あぐらを掻いている。

こうした剣を見ると、
 威厳を示す立場にある者は、
 あぐらを掻
 いていた。

ように思われる。

しかし、
 正坐した剣もみられる。

(1) 茨城県鹿島郡銚田所不二内古墳出土の「ひ
 ままずく男」
 (写真図版 211 参照)

(2) 茨城県西茨城郡岩瀬町青木出土の「ひま
 まずく男」
 (写真図版 212 参照)

殷民の子孫その他

大カンク
2162

大サウ
2152

⑦
120:

24

4卷
491页

西字表共
P 0
(未) 1244

④ 1244

$-\frac{2}{3}$ 是有理数

624

参

5601
⑤ 1776-58

「だろっか」④ 1796^P 45行

1711 延 1711

1.799^p

1867^p 同文

1866^p 延

1866^p 延

1767^p 延 1767^p 延

1244^p - 1/3

1244^p - 1/3 延

1244^p - 1/3 延

1244^p - 1/3 延

は、両手を前に置き、正坐している。神々に
奉仕する中臣氏を描写してゐるであらうか。
(第十六章) 大夫難升米の頃においては、既述
とところで、魏志倭人伝には、貴人の拝礼に
ついて「いささか奇妙な説明がなされてゐる。
大人への敬する所を見れば、但く手を捧ち
て跪拝へ跪いて拝すこと」に當つて
といふのである。
目上の者を敬する時には、但く手を捧ち鳴らし
こねを以て跪いて拝すことと同等とみな
し、
① ともかくたら、倭人社会には、跪いて拝す
と、いう習慣は無かつた。一か、箕子
社会の一員として、忍従の時を過ぎすうち
つゝか、箕子達の習俗を、取り入れ、正坐す
る礼も行なうようになっていた。
② その後、倭人達は支配者となつた。
③ 倭人達は、倭国古来の慣例通り、そゝてま

帽子をかぶり

犯禁八条 ④ 336' (法禁)

④ 1868'

1,800'

換言おと 要約 2293' (こと)

④ 1169'

④ 1767'

た現在神社において神を拝する時のように
立ったまま神や目上の者を拝する場合も
あつたし、箕子時代と同様に身を低
くして跪いて拝する時もあった
といふことはなかろうか
●すなわち、
へ三世紀当時の倭人(大人)は、
を博ち鳴らすだけで、
のと同様に神や目上の者を厚く敬うことに
なる、と考へていた
ように解される。
ちばかりでなく、倭人達も全く同様に、
正坐し、両手を地において、目上の者を
敬う、
という礼儀を行っていたのであろう、と推察
される。
●そして更に、あえていへば、
礼儀を教え、犯禁八条の法禁を行なつてい
た箕子達に引き続いて、
倭人達も、在

前頁 9所と 同様に 神を敬ふ 記す。

④ 1767'

LET 186^P SE F 454^P

$\textcircled{+} 1866^P - \frac{1}{2}$ 脈脈 $\frac{7}{2} = 133^b$ $1,801^P$

334^p
336^{b-1/2}

頁 572

来^{ライ}人^{ジン}(縄^{ヒョウ}文^{モン}人^{ジン}・南^{ナン}方^{ハウ}から渡^{ワタリ}来^{ライ}人^{ジン}。当^{トウ}初^{ショ}の弥^ヤ生^{セイ}人^{ジン}・殷^{イン}民^{ミン}の子孫^{シソン}達^{ダツ}に、跪^{クワイ}いて拜^{ハイ}す礼^{レイ}儀^ギを強^{キヤウ}制^{ゼイ}し、炮^{ホウ}禁^{キン}八^{ハチ}条^{ジョウ}と類^{ルイ}似^シの法^{ホフ}禁^{キン}を定^{サダメ}め、自^{ミヅカ}らの尊^{ソン}嚴^{ゲン}を保^{タモ}つ手段^{シュエン}としていたのであろう。

と想像^{ソウゾウ}さる。(「犯^{カン}禁^{キン}八^{ハチ}条^{ジョウ}」については、第二章^{ニサイ}へ箕^キ子^シの南^{ナン}下^カの項^{コウ}において既^キ述^{ジュツ})

こ^コうい^イて、日^{ニッ}正^{セイ}坐^ザは、扶^フ余^ヨ系^{ケイ}殷^{イン}民^{ミン}達^{ダツ}や、殷^{イン}の王^{オウ}族^{ゾク}であつた

箕^キ子^シの子孫^{シソン}達^{ダツ}によつてこの東^{トウ}海^{カイ}の島^{シマ}に齊^{サイ}貢^{コン}すべし、倭^{ヤマト}人^{ジン}社^{シャ}会^{カイ}に取り入^{イル}れ、そして魏^{エイ}志^シ倭^{ヤマト}人^{ジン}伝^{デン}の時^ジ代^{ダイ}を経^スて、一^{イチ}一^{イチ}一^{イチ}さらには後^{コウ}代^{ダイ}にまでも、絶^{セツ}えることなく脈^{ミツ}脈^{ミツ}と受^{ウケ}け継^{ツグ}がれていったのであろう、と思^{オモ}われ。

参^{サン}考^{コウ}近^{キン}にホベると、ずつと後^{コウ}代^{ダイ}になが推^{スイ}古^コ紀^キ十^{ジュウ}二^ニ年^{ネン}(六^{ロク}〇^{ゼロ}四^シ)九^{キュウ}月^{ゲツ}条^{ジョウ}に、朝^{チャウ}禮^{レイ}を改^{カイ}む。因^{ユヘン}りて詔^{ミコトノリ}して曰^{イハレ}はく、「凡^{オホボ}そ宮^{ミヤ}門^{カド}を出^デで入^{イル}らむときは、兩^{フタ}つの手^テを以^もて地^チを押^{オス}し、兩^{フタ}つの脚^{アシ}をもて跪^{ヒツマヅ}きて、梱^{クニ}(門^{カド}の内^{ウチ}

こうして、
正坐
♫ は、
一般の
王族で
あった

扶余系殷民達

参考
に
ホ
ベ
る
と、
す
つ
と後代
の
エ
と
な
か

い
っ
た
の
で
あ
う
う
、
と
思
わ
れ
る。

までも、絶えなく脈脈と受け継がれて

人伝の時代を経て、
さらさら
後代に

水、倭人社会に取り入れられ、
そして魏志倭

箕子の子孫達によつてこの東海の島に赤良土

を押し、
両つの脚をも
て跪きて、
梱へ
胸の内

宮門を出て入らむときは、
函つの手を以て地

朝禮を改む。
因りて詔して曰はく、
凡そ

推古紀十二年（六〇四）九月条に、

外の「きり」を越えて、立ち行けらとのたまふしとある。

●ここに、「朝禮を改む。云々」とあるところをみると、これ以前の朝廷において、

起立して行なう礼に

●採用されてゐたものと思われる。

●しかし、跪く礼にも、それなりの良さがあつたやうであるので、立つ礼に代つて、正式な礼制とされたのである。

と懸念される。

●とはいへ、立つ礼の廃止は、たふを惜む貴人達が多かつたのも知らない。

●天武紀十一年（元ハニ）九月二日条に、勅「たまはく、日今より以後、跪禮・匍・並に止めよ。更に難波朝廷の立禮（孝）天皇のときの礼制で、起立して行なう礼」を

用ゐよとのたまふし

⑤ 1865-1/2 ⑥ 1872-1/2 ⑦ 1896 ⑧ 1803 ⑨ 唐 618-907 年 紀下 455 注 22

⑩ 1798 1/4

とある。だが、跪き、両手を地につけて行なう礼は、

庶人のみならず貴人達の間でも、もうすでに

すっかりと定着してしまっていたのであらう。

天武朝以後も、この習慣は改まらなかった

ようである。文武天皇の慶雲元年（七〇四）正月

同四年（七〇七）十二月にも禁令が出ている。

（続紀）

朝廷は、倭人達（支配者達）の本来の礼制

に反すると務めたのであらう、と考えてみた

。

それとも、中国の唐の制である。『起立して

行なう礼』にならうとしただけのことなの

だらうか。（『日本書紀』）（『日本古典文学大

系、岩波書店、四五五頁注二二、二四参照）

なお、この項においては主として『衣』著

（『續』）について述べるべきであった。

倭人社会の『下戸』および『大人』の礼儀

については、追って、『礼』の項において詳

しくみてみることにしたい。

*

三〇五(工)茶
30122P

19.91x3=59.73cm
27.65x3=82.95cm

1804

図R 19.91cm ~ 23.04cm 小林末
秦前漢 27.65cm
184

HL

著續鼻(禪)

もつとも、秦以後の中国に下帯をつける習慣が全く無かつたというわけではなさそう

■黄帝(中国古代の伝説的皇帝)から、前漢

の武帝までの事を記述した史書(史記)には

著續鼻(いりゆる禪)について、

「三尺ほどの布で作り、その形は牛の鼻の

ごときもの」

と記載されている。

つまり、この当時の禪は、いたって短い三

尺(六〇センチ)ほどの布で作られてい

たことが分かる。「絵巻物に見る庶民生活史」

宮本常一、中公新書、一八八頁参照)

なお、周尺の一尺は、一九〇九一センチ、二二

五センチ、二三〇四センチ。秦・前漢の一尺は

二七・六五センチとして計算。(「漢和辞典」小林

信明、小学館、末尾の一四頁参照)

そして、三国志(荀彧伝)には、

「荆州(今の湖南、湖北省)の人、禪

が曹操のまん前で次々に服を脱ぎ、ま

H3.12.15(月)
戸服も教育1345
帝 項羽と劉邦 60°

1.805P

三〇文(帝)II-142^{141a}

三〇文II-142

大カマ
1295

云、
2322

云、
979

帝 大生まれば劉邦と同様、
下帯を着けていな
のたううか。それとも、
江蘇省北端、
達 は、いったいどのような下帯を着けていた
では、――倭国の支配者であつた貴族
裸になつてすつくと立ち、
から頭巾に至るまでを身につけ、
に 着かえたし
と記されてゐる。
また、三國志、裴潜伝には、
「勃海郡の人、韓宣は、
黄初年間、職務上
のたううで殿前で処罰を受けることになった。
そのとき大そうな寒さであつたが、
あらかじ
め袴を脱ぎ、
禪をつけ、
後ろ手に縛られてい
た」
とある。
*

云、
1981

500円 元615
寓 語 たとえはなし

井上(井) 165.
" 169^f

紀王184^f 註4

元
1981^f

1,806^f

かつたのだらうか。

この点に關しては、資料が甚だ乏しく

詳らかでないで

其の一「あるいは支配者である倭人達は

禪を著けりなかつたのかも知れない。

日本書紀四神代下第十段一書第四に、次

のような寓語が記されてゐる。

兄(海幸彦)は著續鼻(タは下ミトノマ

グハヒとひう古語のトに通じるもので陰茎

フサキは覆つて隠すものの意であらうという

「つまり禪」を「赤土を掌や顔に塗つて

弟(山幸彦)に

「私はもうこのとおり身を汚してあやまる

永久におまえの俳優者として仕えるから堪忍

してくれ

といった。こうして海幸彦の子孫である隼人

たちは、俳優の氏として仕えた

あるいは、この寓話は、

隼人たちには、著續鼻(フンドシ)をつ

ける風習が有つた。それは、倭国の貴人達に

こと

1807^p

こと

こと

633

こと

として奇妙な習俗だと感^{かん}じられた
 ということを示^し唆^さしているのだろうか。
 すなわち
 へ倭国の貴人達には、禪^{ぜん}を着^つける習慣^{しゅうかん}が無^な
 かった
 というふうにも読^よみとれる。
 其の二
 もっとも、そうとばかりは言^いいき
 れない。
 倭国の貴人達の下帯と、韃人^{たふじん}達の著^{ちやく}續^{じき}鼻^び
 へ牛の鼻^{うしのはな}のような形^{かたち}を^した^たフンド^{フンド}との間^{あひだ}
 に、かなりの形^{かたち}態^{たい}の違^{ちが}いがあ^あつたことを示^しして
 りるだけのこととも解^{かい}されるからである。
 しかしながら、倭国の支配^{しはい}層^{そう}の男^{おとこ}達^{たち}は、
 身^みにまとい^いスボン状^{じょう}の服^{ふく}の刺^さ小^{せう}袴^{はかま}を穿^は
 いていたので、出土^{しゅつど}した貴人^{きじん}男性^{だんせい}の墳^{ふん}輪^{りん}を見^み

え 549^p

え 1049^p

え 1981^p

え 1042^p

え 979^p

え 1820^p

え 184^p

あゆみ 戦後50年 181 未55にルビ
すろ 1940
裾 衣服の下縁
フンドシ 次頁165

見つけ出 堀り出さぬ
採出
1,808^P

見つけ出 堀り出さぬ
採出
こ

袴の下に

△下帯を着けていたのか、それとも着けて
いなかったのか✓
識別がつかないや

とはいえ、貴人（支配層の男）がフンドシを
つけていたことを思わせる埴輪（六世紀後
葉の埴輪）が見い出された。

東北から近畿地方にかけて、フンドシを
つけた裸の男性埴輪が六例発見されている。
ところが、埼玉県行田市の西巻十四号墳か
ら、七例目のフンドシを穿けた特異な男性埴
輪が出土した

戦後50年「古代史発掘総まとめ」
と「真図版」へ「アサヒグラフ別冊」一九九六年

四月一日発行、表紙、一八二頁参照

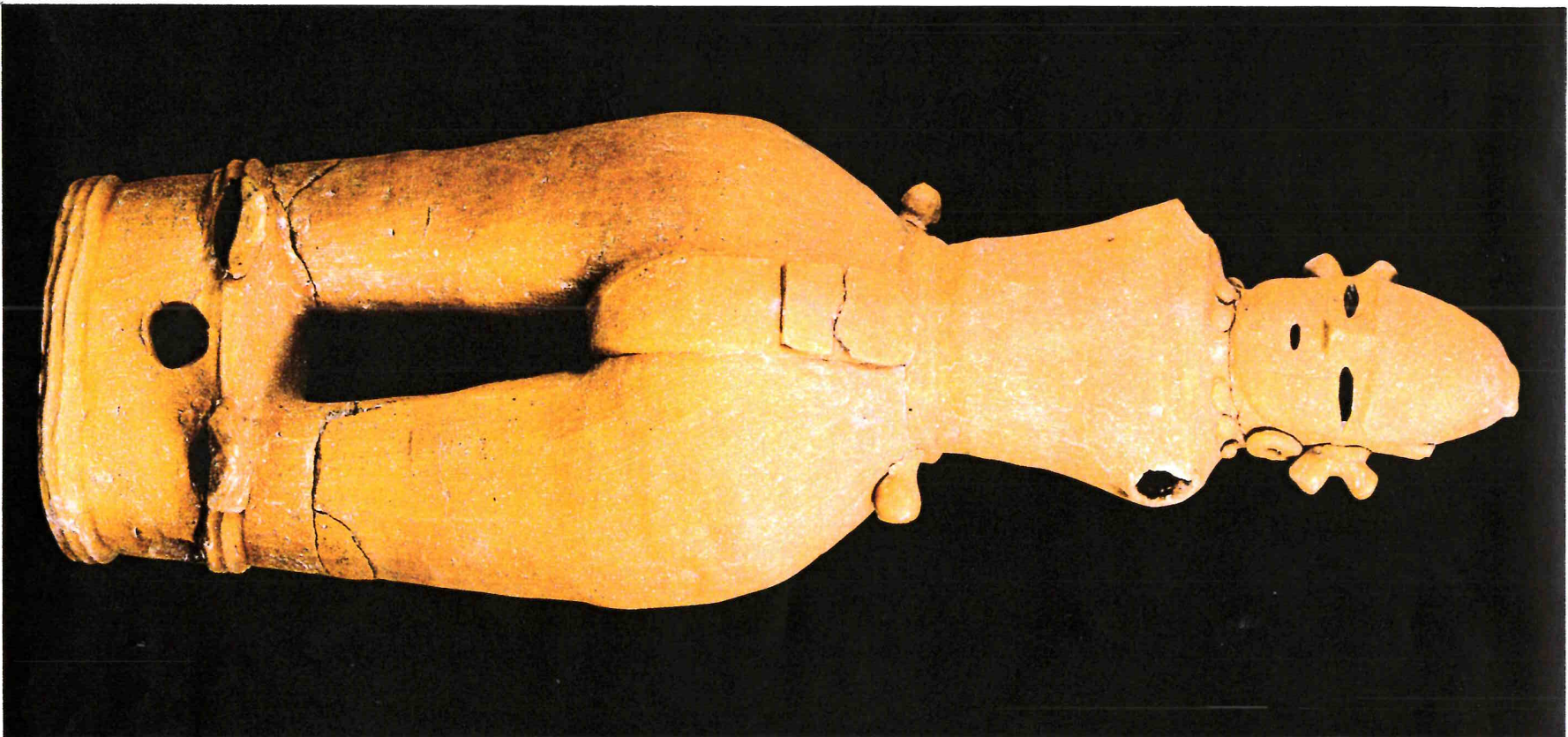
西耳あたりに小さな髻（うぶ）髪（みづう）を結い、耳飾りや首飾り
をつけ、腰紐に鈴をつけ、先端が上に反った靴
をはいている。（真図版 参照）

なお、この埴輪は、着物をつけた上にフン
ドシを穿けていると見られていたが、
ひよつとすると、裸なのかも知れない。

また、両方の耳に小さな上が美豆良（みづら）をつけているとは
耳飾り・首飾り・腰部の鈴等で装っている点

・カラー
 ・頁の右側半分は掲載下さい。

1,809^p



銀とヤマト王権 43頁
 七領土墳出土品

1853² 1796²-2/8
 旗本豆丁馬 694^p

635

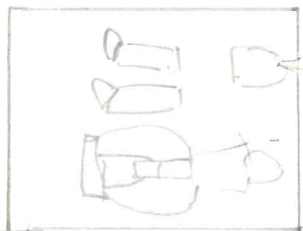
豊前県 石屋古墳
 カ土
 1839⁺-4/1
 民家の跡正で
 17/25
 699²

1853² 1/2

写真図版 298 埼玉県行田市酒巻14号墳出土の男子埴輪
 高さ94cm 6世紀末 重要文化財

『はにわ・酒巻古墳群の世界』行田市郷土博物館、平成19年6月発行、5頁参照。
 ・ふんどしを締め、耳飾り、鈴など装飾している。足結は無い。

・カラー
・真の左側半分は
掲載下さい。



- ・頭頂部とV字型の突起、側頭部に剥離痕があり、「弁帽」という帽子であらうという見方から提示されている。
・耳は表現されていないが、V字型の美豆良と耳飾りか付いている。

636

1810P



土カシワリは土下位は下着の泣

1206 土カシワリは土下位は下着の泣
1306 土カシワリは土下位は下着の泣
1406 土カシワリは土下位は下着の泣

・靴は先端から反っており甲に各3箇所突起状飾りが見られる。
④1996E-4/8

1306 北武蔵の埴輪
1406 北武蔵の埴輪
『北武蔵の埴輪』酒巻古墳群を中心として 行田市郷土博物館
平成25年11月2日発行 30〜31頁参照

③ 1775¹⁶の国書

④ 1774⁹⁵ 1577⁴¹ 1774⁹⁵

④ 1774⁹⁵

天つき 改行

④ 1811⁶ ④ 1810⁷ 天つき 改行

1811¹ 5

まで

から見て、この男性埴輪は、
貴人なのだろうと思われ。
庶人でなく

耶那岐命の袂の情景が思い描かれる。
伊

① 古事記には、
杖・帯・囊・衣・禪・冠・左右の御手の
手纏を、次々に投げ棄てられたとあり

② 日本書紀には、
杖・帯・衣・禪・履を、次々に投げられ

た
とある
十四号墳

あるいは、酒巻出土のフンドシを、めた男
性埴輪は、

へ杖・帯・囊・衣・禪（男子用の股の割小
た袴）
直後

を次々に投げ棄てられた伊耶那岐命（もしく
は伊耶那岐命）が、フンドシで立ってあらわ
る様子を、示している。
冠・装身具・知れない。

しか、いうまでもなく、定かならないに
である。

H30(2018)5,1(火)~5,3(4回)
令和元(2019)6,14(金)~6,15(3回)
かみきおれい 前頁17行

F6/5
6/15

1811P 2/5

1字アキ

を待ちたい)

の ↓ 抱 (2) 心の裏に下 企み (箕子打倒の計略) を
い いて いた 下
か ち 知 水 ない。 (* 今後の検討
を 待ち たい)

は、 ① 表向き、可愛らしい蝶結びの上げ美豆良を
結 っ て 下 温和な僕 (身分が低い者) である風
を 装 お っ 下
な お、 箕子支配下に あ っ た 当時 の 倭人 たち
と いう 次第 なの では な かう いう か 下

② 上 げ 美豆良 取 け け け 下
い さい い 上 げ 美豆良 だ っ た。
① 伊耶那岐命の御代 (往古) の 男達の 髻は
小 さい い 上 げ 美豆良 だ っ た。
② そ こ で 伊耶那岐命の 埴輪 には、 小 さい な
上 げ 美豆良 取 け け け 下

なる ほど 髻が 小 さい な 上 げ 美豆良 だ っ た だ か
ら 庶民 を 表現 して いる よう な 感 も あ
る。
貴人 である ことを 示 唆 して いる と い え よ う。
耳 飾 リ・首 飾 リ・腰 紐 の 鈴・靴 は

次頁 履く
HV 149 B

1.81 P-4/5

版 3796

大カンマ
1394

下43

漆^ぬり、え^ニを^あ脚^{あし}に^か繫^つく^{つなぎ止める}人^{ひと}庶^あ多^{おほ}くは^せ跣^{はだ}足^{あし}、金^{きん}銀^{ぎん}
を^も用^{もち}い^て飾^{かざ}り^を爲^なす^とを^え得^えず^{。故時、衣は}
横^{よこ}幅^{はば}、結^{けつ}束^{そく}して^{あいつら}相^あ連^れ水^{みづ}縫^{ぬい}う^{こと}無^なし^{。頭にも}
亦^{また}冠^{かんむり}無^なく^{。但々髪を両耳の上に垂るるのみ}
と^{ある}。

こ^これ^らの^{うち}、後^ご漢^{かん}書^{しよ}倭^わ伝^{でん}か、^{俗は皆徒}
云^い々^と述^のべ^てい^て注^{ちゆう}目^{もく}さ^れる[。]
へ^へ倭^わ国^{こく}の^{俗人}（一般大衆）は、皆^{みな}裸^{はだ}足^{あし}であ
と^{俗人の風習}い^うく^を示^して^いる^のだ^{らう}か。

も^もー^もも^もう^もあ^ある^らは、
へ^へ俗^{ぞく}人^{じん}で^ない^者、^{つまり貴人達}
徒^と跣^せで^なか^つた[。]

と^いう^こと^にな^うう[。]

も^もつ^とも^も、^{仮りに}
へ^へ倭^わ国^{こく}の^{貴人}達^だか、^{履物をはいていた}
と^して^も、^{弥生時代の頃の貴人達}

う^うな^な履^{はき}物^{もの}を^はい^てい^たの^かは^分ら^ない[。]
三^{さん}世^{せい}紀^き当^{たう}時^じの^{倭人}達^だへ^支配^{はい}者^{しや}達^だが^{草履}

草^{そう}鞋^げの^類を^はい^てい^たの^か、
三^{さん}世^{せい}紀^き当^{たう}時^じの^{倭人}達^だへ^支配^{はい}者^{しや}達^だが^{草履}

大カンマ
830

大カンマ
1817

大カンマ
1751

大カンマ
2152

1430(2018)5.3(木)~5.5(4回) 日本史年表 99P
 H31(2019)1.10(木)~1.11(3回) 命和2(2020)10.6(4)~10.7(4回)
 1811-1812 欠番 7/8・8/8
 1.8.11 P-5/5
 「古事記」P 1774 冠 地輪 版9.30 小林 330P
 1852 紀上94P 118P上

伝の記述とほぼ同様に口履形はくつ様のもの
 ものを着用していたのか、定かでない。
 また、日本書紀に伊奘諾尊の被ぎ
 条に、伊奘諾尊は、筑紫の日向の小戸の橘の境
 原で被ぎ除けるとき、杖・帯・衣・禪・履
 を、次々に投げらした
 と記されている。
 すなわち、伊奘諾尊は口履をはいて
 いたのだ。
 この伊奘諾尊の描写は、
 へ弥生時代当時すでに貴人(支配者)達が
 口履をはいていた
 ということを示唆しているように思われる。
 ●熊本県玉名郡菊水町大字江田の前
 後円墳(江田船山古墳)は五世紀後半から六
 世紀初頭築造から銘文のある大刀など
 と共に、金銅製の沓が出土した。
 東京創元社「江田船山古墳」。「新・熊本の歴史」(2)
 熊本日誌新聞社、一四七頁、一五三頁参照。
 銅に金メッキしたもの

に た る
煮え立つ 1685

1.812P-1/3

百科 ⑪ 181P

「元」① 1771P-1/4
器 201P
③ 361-9/15所



餓・竈・箸

① 餓は、穀物を蒸す器で、鉢形や甕形をした

器の底に、湯沸し器の一つあるいは複数の孔がうかた水

で、いる湯沸し器の上の重ね、湯沸し器からあ

がる湯気を通して蒸す。古代日本にあつては

すでに弥生時代にその始まりをみ、次の古墳

時代に入って普及した。

・ 餓の底に麻布あるいは簀を敷き、洗いあげ

た米をつめて堅くふたをいたうえ、湯をは

た甕にぴたり重ね合わせ、湯をたぎらせて

湯気を上げ、米を蒸すのである。

・ 餓を使用するには、甕の湯を十分煮え立た

せるだけの火力が必要だ。したかつて、

古墳時代以降、竈が発達した。

・ 竈の火力では、不十分だからである。

② 大陸の方の状況を見てみよう。

魏志倭 45P
⑤ 176
- 3/5 版
大多数 1342
図をつけない

資料 P
⑪ 181
1.812 - 2/3

きび 545P
米

食飲には邊豆(たかつき)を用い手食す

と三世紀ころ、中国や朝鮮半島は、た
を使用していた。
ところか、日魏志倭人伝に
いたりにあいて、著者の文化圏であり、
を

③ たがて、我國の弥生時代にあらわれる
の源流は、華北に求めるより、米食のはい
まった東南アジアに求めるほうが自然のよう
に思われる、扶余系

① 東南アジアあるいは華南地方にも飯があり
それは米を蒸す為のものである。
② 他方、華北にも、新石器時代に飯と鬲(か
なえ)を結合した鬲(こしき)があり、
これよりおくれで弥生時代と相前後する漢代
には、青銅製の飯や鍔(湯沸し)が行水、
当時その植民地であった朝鮮平壤付近の楽浪
郡の遺跡からもその発見をしている。
・ 1 か、それらは、麦・黍・粟などを蒸す為
のものであつて、米を蒸したものではない。

12.5 SM
5/2

このまじりで食べると書かれています。そして炊き方も原則として、縄文時代からの伝統的な炉が使われている。

という。へ倭人伝を読むと森若一、中公新書、四〇頁参照。

なるほど、弥生時代の一般庶民はへ（箸を用いず）手食し、竈でなく、炉を使用していた。

のであろう。

しかしながら、種族も、生活習慣等も全く異なる。貴族と倭人達とが、一般庶民と同等に、手食し、炉を用いていたのかどうかは分らないことである。

尚、庶民の手食の習俗は、七世紀初頭のころにまでも継承されていたのである。

隋書倭国伝に、俗、盤（さら）俎（まないた）無く、藉（か）の葉を以つてし、食するに手を用いてを鋪う。

とある。（第二十七章へ遠出）の項において

「倭人伝と漢書」40P
紀上92P
361 9/9
小松51P
享受楽しみ味わう

1813P-1/3

かんかん
大屯華南
「全」福建省古文化
前頁10行
この頁14行
ことある

既述

*

会稽

■

すれでは、閩越の東冶から東遷してきたと
考えらる倭人達は、どのような食生活の習
慣をもっていたのだろうか。

■

恐らく、華南の閩越地方を後にして、この東遷の
島に渡来した倭人達は、
あたりまえのこととして、華南に居た頃

と

全く同様、飢や竈や箸を用いた
のであろう。

■

つまり、倭国の貴人達は、
が炉を用い、手食する習俗とは、全く異質な
食文化を享受していたのであろう。

■

例えは、神代紀上第五段一書第六には、
泉之竈とあって、古代の貴人達が、
を使用していたことを示唆しているように思

わ

ゆる。第二章へ古代の製塩場において既述

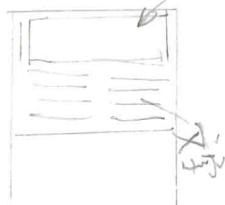
新や口
-378
-382下

伊勢神宮の古儀において、禰宜たちによつて奉下された御稻を受け、大物忌の子らが土師器の碓でこ水を搗き、竈に口飯を掛けて飯に蒸す。後の蒸籠のようなもの。を掛けて飯に蒸す。し、竈に盛って大御饌に仕上げたという。今でもこの技徳の御稻だけは白殿において杵で搗く。その御飯は錢ぐろく拝さる。火鑽具でまき出した忌火で炊ぐ。ので、この殿舎は忌火屋殿と呼ばれる。そして御饌をお供えするとまは、櫓の口御箸。長さ三六寸の二本の棒を御箸台にのせて供えるという。二本の棒を御箸台にのせて供えるという。伊勢神宮に榊井勝久進、学生社、一五六一五七頁参照。

一方、宮中の新嘗祭において、神座と相對して御座に正座せられた天皇陛下は、女官のお介添で、神饌のお品を一々竹の古風な椀に盛り、み箸を以て柏の葉の小皿に盛り、令け、神々の御前の食薦の上に並べておすすめになる。とにかくこまごまとて数が多いから、一時の間半しかかっっておすすめになるという。「皇室

・カラー

・左頁の左側上下に
大きく掲載して
下さい。



1,813^P = 3/3



葉の青い稲穂の写真は、④4,042^P-2/2

130G

140G

写真図版 300 稲穂 (小)

『太陽』伊勢神宮、平凡社、昭和43年12月12日発行、46頁参照。

・顕微鏡に十握稲とある

即座前

← 紀上512^P 12行

大穂 (箱)

大百科「朝日通信社、三八九頁参照」

伊勢神宮の儀式や、宮中の新嘗祭において

箸が用いられているというのだから

我が国の歴史のかなり古い時代から

箸は、貴族社会の生活の一部

たのであらう

と推察される。

また、よく知られているように、古事記

上巻には、

八須佐え男命が天上の国から追放されて出

雲の国の肥の河上へやってきたとき、上流か

ら箸が流れてきた。そこで須佐え男

命は、人がその河上に住んでいるに違いない

とお思いになつて、尋ねてゆかれた

と記されている。

ここにいう人は、箸を用い

る人、須佐え男命と同様に箸を用いる人で

倭人が「般民の子孫」の意味であらう、と思われ

＊当然、須佐え男命は、箸を用いていたに相違ないや

察するところ、この話は、

H3.12.23 天竺延生
三筆毛抄 神戸 100 千円
元 1784 万 2 - 415

1.814 - 2/2

82-415

2439 千円
元 1335 万 2 - 415

元 1880 万 2 - 415
元 1880 万 2 - 415
元 1880 万 2 - 415

朝鮮半島の
こころ 朱い糸の 延生

延生 53 注 7

*

へへ現在の出雲国の斐伊川の河上の山中
に著を用いる者が「~~て~~倭人だつた者」か
人目を辟けてひっそり暮らしていた
ということを示しているのであらう、と想像
される。(詳しくは、第三十九章へ八岐大蛇
退治の項において述べるとたい)
そして時代はずつと下るが、万巻九十一
の四には、
「父母が成一のまにまに著向ふ弟の命は朝
露のりりり」
へ父母の生むまに生まれて著向ふあつて
暮した弟の命は、朝露のようにりりり
とある。
尚「著向ふ」は「弟」にかかると枕詞で
ある。「萬葉集」に「日本古典文学大系」
「~~延生~~」の一五頁。「~~延生~~」著向ふ